



令和8年8月7日

石川地方最低賃金審議会

会長 舟橋 秀明 殿

石川地方最低賃金審議会

石川県最低賃金専門部会

部会長 舟橋 秀明

石川県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和8年7月6日、石川地方最低賃金審議会において付託された石川県最低賃金の改正決定について、「日本成長戦略」（令和8年7月21日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2026」（同日閣議決定）に配意し、慎重かつ真摯な調査審議を重ねてきたところ別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和7年10月8日発効の石川県最低賃金（時間額1,054円）は令和6年度の石川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

今回の改正審議では、物価上昇が続く中、最低賃金近傍で働く労働者の生活の安定を図る必要があることに加え、県内企業における人材確保や県外への労働力流出の防止、能登地域の復旧・復興需要への対応等を踏まえ、地域間の最低賃金額の格差是正にも配慮し、結論に至った。

一方、県内企業、特に中小・小規模事業者においては、原材料費、エネルギー価格及び人件費の上昇により厳しい経営環境が続いている。こうした中であっても継続的な賃上げを実現できるよう、生産性向上への支援や適正な価格転嫁の推進に一層取り組むことを要望する。また、業務改善助成金をはじめとする各種支援策について、事業者がより利用しやすい制度となるよう見直しを行うとともに、その周知及び活用促進を更に図ることを要望する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員は下記のとおりである。

記

（公益代表委員）

奥井 めぐみ

田中 英男

舟橋 秀明

（労働者代表委員）

九野 光佑

西田 翔

半田 宏志

（使用者代表委員）

畦内 一夫

敷波 利子

山下 活博

石川県最低賃金

- 1 適用する地域
石川県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金
1 時間 1, 1 1 3 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発効の日
法定どおり

石川県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 石川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 1,054 円
- (3) 発 効 日 令和 7 年 10 月 8 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 6 年度
- (3) 生活保護水準（令和 6 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の石川県内人口
加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（98,292 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

令和 7 年 10 月 8 日発効の石川県最低賃金の 1 箇月換算額（注）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると石川県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（注）1 箇月換算額

$$1,054 \text{ 円（石川県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \times 0.824 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 150,945 \text{ 円}$$

※ 令和 8 年 7 月 10 日付け「令和 8 年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第 2 回）」資料 3「生活保護と最低賃金」で示された比率（時間給 951 円で月 173.8 時間働いた場合の令和 6 年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率）

改正審議の経過と要望について

令和 8 年度の石川県最低賃金の改正に当たって、最低賃金法に定めるいわゆる 3 要素を総合的に勘案し、慎重かつ真摯な審議を重ねた。

1 審議の経過

3 要素に係る各種統計資料を総覧すると、消費者物価については引き続き上昇基調にあるものの、その伸び率は前年に比して緩やかなものになっている。

一方、賃金については、全般として高水準の賃上げが継続していること、特に、30 人以下の事業所の賃金をみても高水準であったことも認められる。また、企業の業況については、総じて改善傾向を維持しているが、原材料費、エネルギー価格及び人件費の上昇が続く中、上昇分について十分な価格転嫁が実現できていない企業も存在しているほか、依然として賃上げ原資の確保に苦慮する事業者が認められるところである。

このような事情を総合的に勘案した結果、とりわけ「食料」に係る消費者物価の上昇がなお高い水準で推移していることを踏まえれば、最低賃金近傍の賃金水準で働く労働者の生活への影響を看過し得ないものと認識される。他方、人口減少及び少子高齢化の進行に伴い労働力人口の減少が続く中、能登の復興需要に伴う人材不足の解消を図るとともに、地域産業を担う人材の県外流出に歯止めをかけ、地域経済の持続的発展を支えるためには、地域間の最低賃金額差の是正及び均衡の確保についても十分配慮する必要がある。

以上の点を踏まえ、石川県最低賃金については、1,113 円が相当であるとの結論に至った。

2 労使委員から主張

審議の過程において、労働者側委員は、中東情勢の影響により石油関連製品等の価格高騰や品薄が企業活動に影響を及ぼしているものの、その影響は消費者である労働者により強く及んでいると主張した。とりわけ最低賃金近傍で働く労働者にとってより厳しい状況に置かれており、物価上昇分が最終的に消費者負担となることを踏まえれば、物価上昇に見合った賃上げが必要であるとした。

また、連合石川が実施した「2026 最低賃金に関するアンケート結果」において、「現在の石川県の最低賃金は生活原資として少ない」と回答した人が 8 割

弱を占め、(時間額) 1,200 円以上が妥当」と回答した人が 5 割を超えていることを指摘した。

また、地域間の最低賃金額差は、近接県へ労働力流出を招き、中小企業・小規模事業者における人材確保や事業継承、さらには経済の発展に支障を生じさせる要因となっていると主張した。

加えて、最低賃金近傍で働く労働者の生活は依然として厳しい状況にあり、賃上げ効果を速やかに社会全体へ波及させるためには、早期発効が重要と主張した。

これに対し、使用者側委員は、物価上昇は昨年ほど急激なものではないものの依然として上昇基調にあり、また、賃上げの流れも継続していることから、最低賃金を一定程度引き上げる必要性については理解を示した。

しかしながら、物価上昇や中東情勢の影響による調達コストの増加に加え、最低賃金を含む人件費上昇分を十分に価格転嫁できない中小企業・小規模事業者が数多く存在しており、厳しい経営環境に置かれていることから、中小企業・小規模事業者の事業継続・発展及び雇用維持の観点を含めて議論を行う必要があると主張した。

さらに、能登半島地震等からの復旧・復興の状況についても十分考慮しながら審議を進める必要があると主張した。

3 要望事項等

審議の中では、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については共通認識が示された。物価上昇を年 1 % 程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム(社会通念)として我が国に定着させるためには、生産性向上や適正な価格転嫁の推進を通じて賃上げ原資の確保につながる取組を国・県及び関係機関が積極的かつ継続的に支援する必要があるとの指摘があった。

また、業務改善助成金について、申請期間が短く助成率が低下しているため、申請期間及び助成要件の見直しを行うなどより使い勝手の良いものへの刷新を求める意見があった。

各種支援策の周知については、特に小規模事業者に対する周知・活用促進を一層強化する必要があるとの意見が示された。